

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 用排水施設整備事業

1 取組の概要

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものである。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っている。

2 主な成果

水路底に栗石を入れたカゴマットを敷き詰め、魚類や水棲生物の生息環境に配慮したほか、ため池の水を抜く際には外来魚の駆除を行った。

3 今後の方針

農業の用排水に係る施設は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景観保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。この水辺空間は、地域住民や都市住民にとっても憩いと安らぎの場となっている。昨年度からは、地域住民と一体となり水辺空間の整備を行う「川の国埼玉はつらつプロジェクト」を実施しており、農家だけではなく、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となった整備を進めていく。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成29年度

部局名：農林部

事業種名：公園、緑地の整備 用排水施設整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	かんがい排水事業（大里）	施工段階	5	5	100.0	5
2	かんがい排水事業（備前渠用水期）	施工段階	8	6	75.0	3
3	かんがい排水事業（奈良川・さすなべ排水機場）	施工段階	6	5	83.3	4
4	かんがい排水事業（豊里東部排水機場）	施工段階	4	3	75.0	3
5	かんがい排水事業（北河原水路）	施工段階	13	13	100.0	5
6	かんがい排水事業（騎西領・黒沼・笠原沼）	施工段階	8	6	75.0	3
7	農地防災事業（篠の池）	施工段階	8	6	75.0	3
8	農地防災事業（桐ヶ谷池）	施工段階	8	6	75.0	3
9	農地防災事業（稻荷木落2期）	施工段階	7	7	100.0	5
10	農地防災事業（神扇2期）	施工段階	14	12	85.7	4
11	農地防災事業（権現堂2期）	施工段階	14	12	85.7	4
12	防災減災事業（円良田湖）	設計段階	3	3	100.0	5
13	防災減災事業（鎌北湖）	設計段階	5	5	100.0	5
14	防災減災事業（姿）	設計段階	3	3	100.0	5
15	防災減災事業（寺の前池）	設計段階	4	4	100.0	5
16	防災減災事業（葛西下流）	設計段階	1	1	100.0	5
	合計		111	97		

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	用排水施設整備事業 (かんがい排水) 「大里地区」
事業の規模	上げ越し構造工 1 式	実施場所	深谷市畠山地内ほか
計画期間	平成27年度～平成29年度	段階	施工段階
事業の概要： 六堰頭首工では台風などの洪水時、上流から流れてくる土砂の影響により、洪水吐ゲートが閉塞できず、農業用水の取水に支障が生じる事態がたびたび発生していた。このため、洪水吐ゲートの下部に上げ越し構造工を設置し、堆砂対策を実施することにより、安定した農業用水の取水に資するものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
 評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・河川内でのコンクリート打設工事のため、魚類等に配慮し、アルカリ中和処理装置を導入し、コンクリート打設時に発生する濁水を中和処理後、河川放流を行った。
- ・仮締切用の大型土のうに使用する砂利は、全て現場内の堆積砂利を使用した。また、撤去に際しては、現況復旧に努め、工事前の景観に戻すよう配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		用排水施設整備事業（かんがい排水） 「大里地区」			
基本方向1		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生産品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓
基本方向2		配慮時期		チェック	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				

	歴史的な施設について保全と活用を図る。 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。				
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。				
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
			100	5	5

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (備前渠用水 期地区)
事業の規模	水路延長 L=1,225m ゲート補修2箇所	実施場所	本庄市久々宇地内
計画期間	平成 2 7 年度 ~ 平成 3 1 年度	段 階	設計・施工段階
事業の概要 : 備前渠用水路は、利根川からの取水の安定化を図るため、昭和 3 4 年 ~ 昭和 4 0 年にかけて県営かんがい排水事業備前渠地区により現在の形に改修された。 しかしながら整備された用水施設は築造後 5 5 年以上経過し、ひび割れや摩耗による骨材露出、ゲート設備の故障など取水機能に支障をきたしている。 そこで、用水機能を維持し安定的な営農を継続させるため保全対策事業を実施するものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

仮設工 (水替え等) は必要最小限とし、水路内で確認された生物について待避させるなど周辺環境や生息生物の生育環境への負担軽減に努める。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

現在ある水路の補修を行う工事であるため、新たな環境配慮した護岸を施工することができなかった。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（備前渠用水 期地区）		配慮時期		チェック	
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。							
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。					✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。							
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。						
	切盛土量の抑制を図る。						
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。						
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。							
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	現場発生産品などの再利用に努める。						
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。					✓	✓

基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。							
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。					-	-
	環境保全に配慮した施設配置に努める。						
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。						
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。						
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。					-	-
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。							
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。						
	歴史的な施設について保全と活用を図る。					✓	✓
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。						

	景観変化の緩和に配慮する。			✓	
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓		
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				75.0	8	6

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (奈良川さすなべ排水機場地区)
事業の規模	排水機場2箇所	実施場所	熊谷市葛和田地内ほか
計画期間	平成 2 7 年度 ~ 平成 3 1 年度	段 階	設計・施工段階
事業の概要： 当地区の排水機場は、農業排水以外にも周辺流域の排水機能を有しており、地域の重要な役割を果たしている。しかしながら耐用年数超過により電気設備やディーゼルエンジンの部品調達ができないことから、早急な保全対策を実施する必要がある。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮する。
- ・ 河川区域内の施工においては、油や廃材の流失を監視する。
- ・ 施工にて生じた建設発生土は公共事業間にて有効利用を図るとともに、コンクリート殻等については

適切

に再生資源プラントへ搬出を行う。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

現在ある機場の補修を行う工事であるため、新たな環境配慮した設備を施工することができなかった。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（奈良川さすなべ排水機場地区）			
基本方向 1		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形変更の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生産品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓
基本方向 2		配慮時期		チェック	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	-
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。					
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				

基本的配慮事項 3				
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。				
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			
	児童や県民等への学習の場を創出する。			

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		83.3	6	5	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3 以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	用排水施設整備事業 (かんがい排水) 「豊里東部排水機場地区」
事業の規模	ポンプ設備等補修 1 式	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成27年度～平成31年度	段 階	施工段階
事業の概要： 県営かんがい排事業 (昭和43年度～昭和47年度) に造成された施設を計画的な保全対策により、施設を長寿命化させ、維持管理費を低減させ、湛水被害を防ぐことで、安定的な畑作農業経営の体質強化を図る。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

現在ある機場の補修を行う工事であるため、新たな環境配慮した設備を施工することができなかった。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水）「豊里東部地区」
-----	---------------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1					
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生産品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓
基本方向 2					
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					

個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100	4	3	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業(基幹水利施設補修型) 北河原用水路地区
事業の規模	用水路 2 . 5 km 堰改修 1 箇所	実施場所	熊谷市、行田市、羽生市
計画期間	平成 2 4 年度 ~ 3 1 年度	段 階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本地区は、埼玉県北部一級河川利根川沿いに位置し、熊谷市、行田市、羽生市の 3 市にまたがる水田地帯である。</p> <p>北河原用水路は、昭和 11 年から 16 年にかけて実施した、県営用排水幹線改良事業により築造されたもので、約 564ha の水田をかんがいしている。</p> <p>しかし、施設造成後 70 年あまりが経過し、随所に経年変化による傾斜や、たわみ、ひび割れ、漏水等の劣化が発生している。</p> <p>また、下中条堰では、ゲート部の発錆、開閉機、機側盤の不具合等や、コンクリート躯体部のひび割れ、欠損等の劣化が見受けられる。</p> <p>このため、本事業において計画的な保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減と施設の有効活用に資するものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 上流の約120mで水路底に栗石を入れたカゴマットを敷き詰め、魚類や水棲生物に配慮した。
- ・ 柵渠護岸を採用し、水路底は土として、魚類や水棲生物に配慮した。
- ・ 住宅が張り付いた水路の工事のため、施工時は振動、騒音対策がなされた施工とする。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業(基幹水利施設補修型)北河原用水路地区
-----	-----------------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1					
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			レ	レ
	環境対策型建設機械の採用を図る。			レ	レ
基本的配慮事項 2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。			レ	レ
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			レ	レ
基本的配慮事項 3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			レ	レ
	現場発生品などの再利用に努める。			レ	レ
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			レ	レ

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2					
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			レ	レ
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			レ	レ
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				

	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。 景観変化の緩和に配慮する。			レ	レ
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			レ	レ
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			レ	レ
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			レ	レ
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
			100	13	13

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業(基幹水利施設補修型) (騎西領・黒沼・笠原沼地区)
事業の規模	総事業費 458,000 千円	実施場所	久喜市、白岡市、宮代町、春日部市
計画期間	平成 27 年度～平成 32 年度	段階	設計・施工

事業の概要：

県営かんがい排水事業「騎西領地区」「黒沼・笠原沼地区」の造成施設である騎西領用水路、黒沼用水路、笠原沼用水路、中須用水路及び百間用水路において、経年劣化や耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがある。用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずることが想定される。各施設の用水供給機能を維持し、安定的な営農の継続を確保するため、施設の早急な保全対策を実施する必要がある。

受益面積 1,519ha

対象施設 中央管理所 水管理制御システム
 騎西領用水路 樋ノ上調節堰 / 藤本調節堰 / 江面第 1 調節堰 / 車屋堰 / 新万年堰
 黒沼用水路 馬立調節堰 / 篠津除塵機 / 白岡堰 / 寺塚放余水工 / 三ヶ村調節堰 /
 新堀除塵機 / 新堀サイフォン / 内牧豊春分水堰
 笠原沼用水路 中須百間分水堰 / 渋谷放余水工 / 道仏堰 / 高岩除塵機 /
 野田放余水工 / 大六天堰

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

以下に留意した計画とした

- ・機械設備の補修において、潤滑油の流出に留意した仮設・工法により施工する。
- ・補修により生じる廃材については、適切に処分する。
- ・資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・これまで主に取り組みできていなかった、農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（騎西領・黒沼・笠原沼地区）
-----	------------------------

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1					
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	
基本的配慮事項 3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。			✓	✓
	現場発生産品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2					
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。				
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			
	児童や県民等への学習の場を創出する。			

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期	チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当 実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。				
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。		✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。		✓	
		実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
		75.0	8	6

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業 (篠の池地区)
事業の規模	ため池補修 1箇所	実施場所	本庄市塩谷地内
計画期間	平成 2 7 年度 ~ 平成 3 0 年度	段 階	設計・施工段階
事業の概要： 篠の池は大正時代に築造された受益面積 4ha のかんがい用のため池である。 耐震点検の結果、安全率が基準を下回ったため、災害を未然に防止するため、耐震対策を実施するものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
ため池の水を抜く際、外来魚の駆除を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（備前渠用水 期地区）		配慮時期		チェック	
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。							
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				✓	✓	
	環境対策型建設機械の採用を図る。				✓	✓	
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。							
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。						
	切盛土量の抑制を図る。						
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。						
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。							
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓	
	現場発生品などの再利用に努める。						
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				✓	✓	

基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。							
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				-	-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。						
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。						
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。						
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				✓	✓	
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。							
寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。							

	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		75.0	8	6	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業 (桐ヶ谷池地区)
事業の規模	ため池補修 1箇所	実施場所	美里町猪俣地内
計画期間	平成 27 年度 ~ 平成 30 年度	段 階	設計・施工段階
事業の概要： 篠の池は大正時代に築造された受益面積 3.3ha のかんがい用のため池である。 耐震点検の結果、安全率が基準を下回ったため、災害を未然に防止するため、耐震対策を実施するものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
ため池の水を抜く際、外来魚の駆除を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（備前渠用水 期地区）		配慮時期		チェック	
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。							
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				✓	✓	
	環境対策型建設機械の採用を図る。				✓	✓	
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。							
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。						
	切盛土量の抑制を図る。						
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。						
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。							
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓	
	現場発生品などの再利用に努める。						
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				✓	✓	
基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
				調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。							
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				-	-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。						
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。						
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。						
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				✓	✓	
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。							
		寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。					

	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		75.0	8	6	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業 (湛水防除) 稲荷木落 2 期地区
事業の規模	排水路工 L=374m	実施場所	加須市佐間地内他
計画期間	平成24年度～平成29年度	段階	施工段階
事業の概要： 本地区は加須市 (旧大利根町) と久喜市 (旧栗橋町) に跨る中川低地に位置しており、一級河川中川の北岸に位置する水田地帯である。 地下水のくみ上げによる地盤沈下による排水機能に支障が生じたこと、宅地化により排水量が増大したことにより、地区内に湛水被害が生じるようになった。 このため、この地域の幹線排水路である稲荷木落排水路を改修し、排水能力を回復させて、湛水被害を防止することを目的としている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・ 低振動、低騒音対策型の施工機械を使用した。

・

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（湛水防除） 稲荷木落2期地区			
基本方向1		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			レ	レ
	環境対策型建設機械の採用を図る。			レ	レ
基本的配慮事項2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形変更の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。			レ	レ
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			レ	レ
基本的配慮事項3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。			レ	レ
	現場発生産品などの再利用に努める。			レ	レ
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			レ	レ
基本方向2		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				

	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				

基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。				
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。				
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
			100	7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業(排水路)	事業名	農地防災事業(湛水防除) (神扇 2 期地区)
事業の規模	排水機場改修 1 箇所 排水路改修延長 L=582m	実施場所	幸手市、北葛飾郡杉戸町
計画期間	平成 2 4 年度 ~ 平成 2 9 年度	段 階	設計・施工
事業の概要： 地下水の汲み上げにより発生した地盤沈下と流域の開発の進展により、排水本川である中川の水位が相対的に高くなり、洪水時には農地の湛水被害が生じている。このため、現況の排水施設の改修を行い、湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定化を図る。			

別表 - 1 を添付す

る。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・排水路の一部区間に水路底を下げた深みを作り、水棲生物の生息環境を確保した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・これまで主に取り組みできていなかった、農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容の P R や、農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業(湛水防除) 神扇2期地区
-----	---------------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生産品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			✓	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				

基本的配慮事項 2				
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。				
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			
	景観変化の緩和に配慮する。			✓

基本的配慮事項 3				
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。				
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。			
	児童や県民等への学習の場を創出する。			

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		85.7	14	12	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業(用水路)	事業名	農地防災事業(地盤沈下) (権現堂 2 期地区)
事業の規模	用水路改修延長 L=1,709m	実施場所	幸手市、北葛飾郡杉戸町、春日部市
計画期間	平成 2 1 年度～平成 3 0 年度	段 階	設計・施工
<p>事業の概要：</p> <p>権現堂川用水路は、昭和 4 8 年度から昭和 5 0 年度に農業用水合理化事業により造成された施設である。造成当時に比べ、周辺地下水の過剰な汲み上げに起因して用水路の地盤沈下が発生しており、また不等沈下も甚だしく、そのため水路勾配の緩勾配化が進み、水路流下能力も造成当時に比べて著しく低下している。</p> <p>よって、本事業で用水路の改修を行い、農業用施設の機能復旧を図り農業経営の安定化を目指すものである。</p>			

別表 - 1 を添付す

る。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・用水路の一部区間において旧水路の基礎杭を撤去せず新設水路の基礎として使用し、建設副産物の再利用を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

・これまで主に取り組みできていなかった、農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容の P R や、農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実

施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業(地盤沈下) 権現堂2期地区
-----	----------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないよう配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生産品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			✓	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別 事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別 事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別 事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	
			実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
			85.7	14	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後

の事業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3 以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業(円良田湖地区)
事業の規模	堤体工1箇所、取水施設工1箇所	実施場所	寄居町、美里町、深谷市
計画期間	平成26年度～29年度	段階	計画段階
<p>事業の概要：</p> <p>円良田湖は、県営かんがい排水事業である寄居町外九箇村用水改良事業により昭和17年から29年にかけて造成された。周囲の山地から集水・貯水された用水は、寄居町、美里町、深谷市にまたがる水田をかんがいでいる。</p> <p>平成25年度に寄居町によるため池一斉点検及び耐震照査を行った結果、耐震対策が必要との結果になった。本ため池は堤高15m以上、かつ下流に人家や公共施設があることから防災重点ため池に指定され、決壊時には甚大な被害が想定されるため、早急に耐震対策を講じる必要がある。</p> <p>このため、ため池の耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
 評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
 下流側斜面に植生を実施することで、法面保護を行うとともに、自然景観に配慮する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 農業用ため池緊急耐震化対策事業（円良田湖地区）

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形変更の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生産品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			✓	✓
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				

基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。				
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			
	児童や県民等への学習の場を創出する。			

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				100	3	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3 以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業(鎌北湖地区)
事業の規模	堤体工1箇所	実施場所	毛呂山町、坂戸市
計画期間	平成28年度～29年度	段階	計画段階
事業の概要： 鎌北湖は、入間郡毛呂山町の西部に位置し、昭和 4 ～ 1 0 年にかけて県営入間北部第一用水改良事業により整備された農業用ため池である。 平成 2 5 年度に毛呂山町によるため池一斉点検及び耐震照査を行った結果、耐震対策が必要との結果になった。本ため池は、堤高 1 5 m 以上、かつ下流に人家や公共施設があることから防災重点ため池に指定されており、決壊時には甚大な被害が想定されるため、早急に耐震対策を講じる必要がある。 このため、ため池の耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工事は堤体エリアのみとし、現況の自然環境をそのまま保全する。
 施工時には一時的に生物を捕獲し、外来種は駆除を行い、在来種の保護に努める。
 下流域にホタルが生息している箇所があるため、下流に流れ出る泥の量が少なくなるよう、工夫する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業 鎌北湖地区
-----	-----------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			✓	✓
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				

	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。 景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				100	5	5

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業(姿地区)
事業の規模	堤体工1箇所、洪水吐工1箇所、取水施設工1箇所	実施場所	横瀬町
計画期間	平成28年度～29年度	段 階	計画段階
事業の概要： 姿の池は、横瀬町大字横瀬地内に位置し、主として稲作に利用される農業用ため池として整備された。詳細は不明だが、大雨により決壊など被災歴があり、その都度、堤防は修復された。近年では昭和56年に国補助事業により改修工事が行われた。 平成25年度横瀬町発注による耐震照査の結果、耐震対策が必要との結果になった。当該ため池の堤体下流側には家屋があり、決壊時には甚大な被害をもたらすことが想定されるため、早急の耐震化を進める必要がある。このため、ため池の耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工時に外来種は駆除を行い、在来種の保護に努める。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業 姿地区
-----	---------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現			
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形変更の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生産などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保			
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			✓	✓
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				

景観変化の緩和に配慮する。					
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。				
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。				
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
			100	3	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	農地防災事業
事業の規模	頭首工1箇所	実施場所	越谷市
計画期間	平成26年度～平成29年度	段階	計画段階
事業の概要： 頭首工の耐震照査を行い、その結果に基づいて施設の補強や更新を行う計画を定めるものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業地域は、市街地に隣接した河川内の施設である。

周辺への影響を考慮し、適切かつ効率的な補強・更新が行われるよう計画を定めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 用排水施設整備事業(防災減災)(葛西下流地区)

基本方向 1		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

基本方向 2		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				

基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。				
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			
	児童や県民等への学習の場を創出する。			

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施

基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。				
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)
			100	1
			合計 (b)	1

- 【記入方法】
- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
 - 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

- 【評価基準】
- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
 - 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
 - 3 : 実施率が、70%以上である。
 - 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
 - 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。